

平成30年9月27日
関東信越厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名 山本 誠（やまもと まこと）（58歳）
施 術 所 名 まこと接骨院
施 術 所 所 在 地 東京都練馬区高松4-24-16
開 設 者 山本 誠

※ 当該柔道整復師は、平成29年4月30日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成30年9月28日（当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

保険者から、当該施術所の療養費の請求内容に疑義があるとして複数の患者に対し通院日数等の照会を行ったところ、実際の通院日数や負傷箇所等が療養費の請求内容と相違しているとの情報提供が東京都にあった。

このため、東京都が複数の患者に対して、患者実地調査を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、平成29年12月から平成30年7月まで計3日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由

(1) 監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(架空請求)
- ② 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(付増請求)
- ③ 療養費の支給対象外の症状に対して行った施術を支給対象となる負傷に対して行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(その他の請求)
- ④ 患者に施術を行っていない月であるにもかかわらず、療養費支給申請書を作成し、受取代理人欄の氏名を施術管理者が自筆していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成24年12月から平成29年4月施術分

合計14人分 金額5,928,542円